

里親・ふるさと里親の賠償責任保険について

川崎市では、里親及びふるさと里親の皆様が児童を受託中に発生する万一の事故に備え、「里親賠償責任保険」に加入しています。

里親及びふるさと里親の過失による受託児童のケガや死亡、受託児童が第三者に損害、損傷を与えた場合等、里親・ふるさと里親又は受託児童に賠償責任が生じる場合に、この損害賠償責任保険が適用されます。事故の状況・原因によっては対象外となることもありますので、万一事故が発生した場合には、速やかにご報告ください。

なお、保険料は川崎市が負担しているため、皆様の自己負担はございません。

1 里親賠償責任保険とは

(1) 賠償責任保険（施設所有管理者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）

日本国内において、里親（ふるさと里親を含む。以下同）の過失による児童のケガや死亡、里親が供与した飲食物に起因する児童の中毒事故、児童が第三者に損害、損傷を与えた場合で、里親又は児童に損害賠償責任が生じる場合、里親が法律上負うべき損害賠償金や訴訟費用等を保険金として里親に代わってそれらを補うための保険です。

【注】責任能力のある児童（一般的に12歳以上）の行為による賠償責任保険は、里親の責任とならないため、補償できません。この場合、後述の「個人賠償責任保険」に別途加入することになります。

(2) 個人賠償責任保険（12歳以上の児童が加入対象）

日本国内において、責任能力のある児童が、日常生活中に他人にケガを負わせたり、他人のものをこわしてしまったことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

上記二つの保険は、川崎市こども未来局（以下、「市」）が里親に代わり保険契約を締結しますので、里親は締結が行われた時点で自動的にこの保険に加入したことになります。また、保険料については市が全額を負担しますので、里親に対し、その負担を求めることはありません。なお、お支払対象となる事故があった場合、保険金額に別途免責（自己負担額）が設定されています。（詳しくは、5 賠償責任額の限度をご覧ください。）

2 保険加入の対象（被保険者）

(1) 賠償責任保険（施設所有管理者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）

- ・ 川崎市認定里親家庭 及び
- ・ 川崎市認定ふるさと里親家庭

(2) 個人賠償責任保険

- ・ 12歳以上の里子児童（ふるさと里親を含む）

【注】12歳未満の児童は、児童本人に責任能力がないと解され、里親に賠償責任が発生するため、里親の賠償責任保険で対応します。

3 事故例

(1) 賠償責任保険（施設所有管理者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）の例

- ・ 里親の不注意により、里子児童が道路に飛び出し、交通事故にあってケガをした。
- ・ 里親が調理した飲食物が原因で、里子児童が食中毒になった。
- ・ 移動中、里親のミスで里子児童が、バランスを崩し負傷した。

(2) 賠償責任保険及び個人賠償責任保険の例

- ・ 里子児童が、外で遊んでいて他人の家の窓ガラスを割り、賠償請求をされた。
- ・ 旅行中、里親が目を離した隙に里子児童が展示物を壊してしまった。
- ・ 里子児童が、来訪されている方の車に、誤って傷を付けてしまった。
- ・ 里子児童が、目を離した隙に一緒に遊んでいた子どもにケガを負わせてしまった。
- ・ 里子児童が、自転車で走行中、歩行者にぶつかりケガをさせた。

※これはあくまでも一例ですので、同じような賠償請求でも状況、原因等によって対象とならない場合もありますのでご注意ください。

4 このような事故等は対象となりません

(1) 賠償責任保険（施設所有管理者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）

- ・ 里親に責任のない事故
- ・ 12歳以上の里子児童に責任のない事故

(2) 賠償責任保険（施設所有管理者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）及び個人賠償責任保険

- ・ 故意（けんか等）により発生した事故
- ・ 里親の所有物や、使用する物が壊れたり、無くなったりした場合
- ・ 地震、津波、噴火、洪水などの天災により発生した場合
- ・ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、または労働紛争により発生した場合
- ・ 排水、排気（煙を含む）に起因して生じた事故
- ・ 航空機・自動車・車両の所有・使用・管理に起因する事故

5 損害賠償額の限度

賠償責任保険 (施設所有管理者賠償責任保険＋生産物賠償責任保険) 【対象：里親・ふるさと里親】		支払限度額	一事故の 免責額
施設所有管理者賠償責任保険 (賠償責任保険普通保険約款 賠償責任保険追加条項 施設所有管理者特約条項)	対人・対物 一事故	5,000万円	1,000円 (里親負担)
生産物賠償責任保険 (賠償責任保険普通保険約款 賠償責任保険追加条項 生産物特約条項)	対人・対物 期間中	5,000万円	

個人賠償責任保険 【対象：12歳以上の児童】		支払限度額	一事故の 免責額
日常賠償責任保険	対人・対物	5,000万円	なし

6 事故が発生したら（保険手続きの方法）

里親側に責任があると思われる事故が発生した場合は、速やかにお知らせください。

・ 事故等が発生した場合は、**当日中に必ず児童相談所の里親担当又はこども未来局児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当宛てに御連絡をお願いいたします。**

児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当	044-200-2929
南部児童相談所	044-542-1234
中部児童相談所	044-877-8111
北部児童相談所	044-931-4300

(参考) その後以下のような手続きを取っていただくことになります。

- ① 「事故発生報告書」に必要事項を記入し、
川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当へ提出してください。
なお、物損事故の場合、事故時の写真が必要になってきますので、損害状況のわかる写真を撮影しておくようお願いいたします。
- ② 担当保険代理店及び保険会社が、詳しい調査を行い本制度適用事故かどうかの調査を行わせて頂きます。
- ③ 本制度対象の事故と判断された場合、必要書類が送付されますので保険請求手続きを行います。
送付された書類に基づき審査のうえ、保険金が支払われます。
- ④ 事故の処理が完了しましたら「事故完了報告書」に必要事項を記入し、担当保険代理店までご提出してください。

【注】「事故完了報告書」は事故の処理状況を知るための大切な書類です。
報告した事故が保険対象とならなかった場合も、必ず提出してください

※ 事故が発生した場合、報告書は10日以内に川崎市こども未来局児童家庭支援虐待対策室 児童福祉担当へ提出するようお願いいたします。

また、被害者との間で賠償額を決定（示談）する場合には、必ず事前にご相談ください。

承認がないまま被害者に対して損害賠償の全部または一部の承認をされた場合には、約款の規程により保険金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

※ 保険会社による相手方との代行交渉はできません。（相手方と保険会社で直接やり取りはすることができません）

※ 相手方との進め方につきまして里親から保険会社へ御相談は可能です。

7 稼働実績報告

毎月の稼働実績（住所氏名を含む委託状況）を保険会社へ報告しますので、ご了承ください。

保険に対する連絡・問い合わせ先

「川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当」

電話：044-200-2929 FAX 044-200-3638

- ① 「(株)アレーテー」（損害保険ジャパン日本興亜 代理店）

電話：045-444-3039 FAX 045-444-3040

- ② 「損害保険ジャパン日本興亜（株）」（横浜支店 営業第三課）

電話：045-201-6720

身体賠償事故が発生した場合には、敏速にお見舞い等の誠意ある行動を起こして頂きますと、その後の示談解決等がスムーズに進む傾向があります。

なお、保険会社は直接被害者との示談代行を行うことはできません。また、お見舞い等に要した費用は、保険金お支払いの対象外となりますのでご注意ください。

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
児童福祉担当
044-200-2929